

地域生活向上教室実施要領

1 目的

回復途上の精神疾患を持つ方等が、集団的な関わりの中で、地域生活に関する自己効力感の向上をはかるために必要な保健・医療・福祉等の知識・対処法等を学び、地域で安定した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

各区保健福祉センター

3 実施体制

精神保健福祉相談員、保健師、精神保健福祉担当事務職員、講師等により、月1回実施する。ただし、区の実情に応じて2回以上実施することについては任意とする。

4 対象者

次の2点の条件を満たすものとする（原則として市内居住者）。

- (1) 回復途上の精神疾患（疑いを含む）を持つ者で、安定した生活を送るために支援の必要な者。
- (2) 参加について主治医の了解がある者。主治医が無い場合、原則として一般精神保健福祉相談にて医師に相談し、教室参加への意見等を確認した者。

5 実施日

保健福祉センター毎に定例日を定めて実施する。

6 内容

心理社会的プログラム

心理教育（問題解決技法等）、社会生活技能訓練、社会資源・制度の学習等
健康教育（運動、食生活、睡眠、防災等）

その他、地域生活に関する自己効力感の向上をはかるために必要な内容等

7 周知

各区において広報、ホームページ等を活用するとともに、あらゆる機会に関係機関への周知に努める。

こころの健康センターは、関係機関及び団体への周知に努める。

8 費用および事業経費

(1) 費用

参加費用は原則として無料とする。

主治医連絡票（様式2-1、様式2-2）に関する文書料については参加者の自己負担とする（公費負担なし）。

(2) 事業経費

ア 報償金

こころの健康センターからの配付予算（四半期ごとに配付）により各区において支出する。外部講師は、各区年3回雇上げができる。

イ 消耗品費（材料費）

こころの健康センターからの配付予算（年度当初に一括配付）により各区において支出する。本事業に必要な材料を購入する場合のみ支出可能となる。

なお、上記報償金、消耗品費以外の経費・物品等が必要な場合、当該保健福祉センターは、こころの健康センターと事前協議を行う。

9 運営および記録

(1) 運営

ア 参加手続き

新規の場合、参加希望者から、参加申込書兼同意書（様式1）を提出してもらい面接により地域生活向上教室参加にあたってのアンケート（様式3）、地域生活向上教室自己確認シート（様式5-1）を作成する。

継続の場合、毎年度4月に、参加希望者から、参加申込書兼同意書（様式1）を提出してもらう。

イ 医師に確認

主治医がいる場合は、主治医連絡票（様式2-1、様式2-2）を用いて利用開始時に病状や教室参加への意見等を照会する。回答書を受領し、保健師活動支援システム（PANSY）にデータを添付し保管する。（ただし、文書料の参加者負担について本人の了解が得られない場合は、主治医に連絡の上、回答を保健師活動支援システム（PANSY）に記録する。）

主治医が無い場合は、一般精神保健福祉相談にて医師に相談し、病状や教室参加へ

の意見等を確認し、保健師活動支援システム（PANSY）に記録する。参加者についての医師への相談は必要時行う。

（2）記録

教室開催時には、参加者名簿（様式6）、実施記録（様式7）を作成し、参加者の出欠、従事者、プログラム内容、参加者の様子、活動評価などの実施状況を記録し保管する。参加者の記録は保健師活動支援システム（PANSY）にて行う。

10 評価

毎年度3月に、地域生活向上教室参加にあたってのアンケート（様式4）及び地域生活向上教室自己確認シート（様式5-1）を使用し、参加者本人が自己評価を行う。年度途中で終了する場合は、終了時に本人と面接し作成する。（様式4と様式5-1は保健師活動支援システム（PANSY）にデータを添付し、保管する）

11 報告

（1）各区保健福祉センター

地域生活向上教室自己確認シート（様式5-1）等の内容を集計表（様式5-2）へ入力し、こころの健康センターに提出する。（報告月：3月）精神保健福祉月報は保健師活動支援システム（PANSY）で報告する。

（2）こころの健康センター

地域保健・健康増進事業報告「5(1)精神保健福祉(相談等)」については、全区の実績をとりまとめて報告する。

12 人権等に対する配慮

本事業の実施にあたっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うこと。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から一部改正する。

この要領は、令和7年4月1日から一部改正する。

この要領は、令和8年4月1日から一部改正する。